

イベント開催の考え方（令和4年3月7日から）

イベント類型	感染防止安全計画を策定するイベント（注1） （「大声なし」の担保が前提）	その他（感染防止安全計画を策定しない）イベント	
		大声なし（注2）	大声あり（注2）
催物開催の目安	■①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする		
① 人数上限	・ 収容定員まで	・ 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限	
② 収容率	■収容定員の設定がある場合 ・ 収容率の上限は100% ■収容定員の設定がない場合 ・ 密が発生しない（人と人とが触れ合わない）程度の間隔を確保		■収容定員の設定がある場合 ・ 収容率の上限は50% ■収容定員の設定がない場合 ・ 十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保
備考	（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※）に適用。 ※参加者を事前に把握できない場合：イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時に適用 ※収容定員が設定されていない場合：人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時に適用 （注2）「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。 <大声の具体例> ・ 観客間の大声・長時間の会話、スポーツイベントにおいて反復・継続的に行われる応援歌の合唱 ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声に当たらない		